3　道徳
　平成27年度から平成29年度までの第1学年から第6学年までの道徳の指導に当たっては，小学校学習指導要領第1章及び第3章の規定にかかわらず，その全部又は一部について改正後の小学校学習指導要領第1章及び第3章の規定によることができる。
4　外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動
　平成27年度から平成29年度までの第5学年及び第6学年の外国語活動，第3学年から第6学年までの総合的な学習の時間及び第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては，小学校学習指導要領第1章及び第3章から第6章までの規定にかかわらず，改正後の小学校学習指導要領第1章及び第3章から第6章までの規定によることができる。

○文部科学省告示第六十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条の規定に基づき，平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）の特例を次のように定め，平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十七日　文部科学大臣　下村　博文

1　総則
　平成27年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成27年度から平成30年度まで」という。）の教育課程の編成に当たっては，中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）第1章の規定にかかわらず，その全部又は一部について中学校学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第61号）による改正後の中学校学習指導要領（以下「改正後の中学校学習指導要領」という。）第1章の規定によることができる。
2　各教科
　平成27年度から平成30年度までの第1学年から第3学年までの各教科の指導に当たっては，中学校学習指導要領第1章から第3章までの規定にかかわらず，改正後の中学校学習指導要領第1章から第3章までの規定によることができる。
3　道徳
　平成27年度から平成30年度までの第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては，中学校学習指導要領第1章及び第3章の規定にかかわらず，その全部又は一部について改正後の中学校学習指導要領第1章及び第3章の規定によることができる。
4　総合的な学習の時間及び特別活動
　平成27年度から平成30年度までの第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間及び特別活動の指導に当たっては，中学校学習指導要領第1章及び第3章から第5章までの規定にかかわらず，改正後の中学校学習指導要領第1章及び第3章から第5章までの規定によることができる。

○文部科学省告示第六十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百二十九条の規定に基づき，平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）第1章の規定にかかわらず，その全部又は一部について特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第62号）による改正後の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下「改正後の小学部・中学部学習指導要領」という。）第1章の規定によることができる。

平成二十七年三月二十七日　文部科学大臣　下村　博文

1　総則
　平成27年度から平成29年度までの第1学年から第6学年までの道徳の指導に当たっては，小学校学習指導要領第1章及び第3章の規定にかかわらず，その全部又は一部について改正後の小学校学習指導要領第1章及び第3章の規定によることができる。
2